

ウイルスバスターモバイル月額版（回線オプション）利用規約

株式会社オプテージ

2017年12月1日制定

2023年6月1日改定

（本規約の適用）

- 第1条 本規約は、株式会社オプテージ（以下、「当社」といいます。）がトレンドマイクロ株式会社（以下、「トレンドマイクロ」といいます。）と提携し提供するウイルスバスターモバイル月額版（回線オプション）（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関する条件について定めます。
- 2 本規約は、利用者と当社との間の一切の行為に適用します。
- 3 利用者は、本サービスの利用にあたり、本規約および使用許諾契約書（ウイルスバスターモバイル月額版）（第4条第1号にて定義され、以下同様とします。）を誠実に遵守するものとします。
- 4 本規約と使用許諾契約書（ウイルスバスターモバイル月額版）の規定とが相違する場合は、本規約が優先します。

（規約の変更）

- 第2条 当社は、本規約を利用者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本規約を変更した場合、当社が別途定める場合を除いてホームページ上にて利用者に通知します。
- 2 本規約の変更は、利用者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の規約はその時点で効力を失います。

（当社からの通知）

- 第3条 当社は、別段の定めのある場合を除き、ホームページ上への掲載または、電子メールの送付など、当社が適当とする判断する方法により必要な情報を利用者に対して通知します。

（用語の定義）

- 第4条 本規約における用語は、それぞれ次の各号に定める意味で使用します。
- (1) 「使用許諾契約書（ウイルスバスターモバイル月額版）」とは、トレンドマイクロが定める使用許諾契約書（ウイルスバスターモバイル月額版）（その変更後のものを含む。トレンドマイクロのホームページ上に掲載）をいいます。
- (2) 「対象サービス」とは、トレンドマイクロが使用許諾契約書（ウイルスバスターモバ

イル月額版)に基づきウイルスバスターモバイル月額版の名称で提供する、青少年の育成のために不適切と判断される情報等をフィルタリングするサービス等をいいます。

(3)「利用契約」とは、本規約に基づき、当社と利用者との間に成立した契約をいいます。

(4)「利用者」とは、当社との間に利用契約が成立しているものをいいます。

(本サービスの内容)

第5条 本サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとし、その具体的な内容は当社またはトレンドマイクロのホームページ等において別途掲示します。

(1) 利用者が対象サービスを利用することができるよう、トレンドマイクロに対して必要な手配等を行うこと

(2) 使用許諾契約書(ウイルスバスターモバイル月額版)に基づき利用者による対象サービスの利用条件に変更が生じる場合において、トレンドマイクロに対してかかる変更に必要な手配等を行うこと

(3) 利用契約が終了する場合において、トレンドマイクロに対して対象サービスの利用の終了に必要な手配等を行うこと

(4) トレンドマイクロが利用者毎に発行する、対象サービスの利用に必要なライセンスキーをトレンドマイクロから受領し、これらを各利用者に通知すること

2 インターネットの内容のカテゴリ分類はトレンドマイクロ独自の判断により行われます。インターネットのフィルタリングの結果については、当社およびトレンドマイクロは一切の責任を負いません。

3 利用者は、本規約に同意することにより、前項に規定する基準に対して明示的に同意します。

4 本サービスにおけるインターネットのフィルタリングの結果については、当社およびトレンドマイクロは一切の責任を負いません。

5 本サービスの内容は、当社が合理的に提供可能であるとその提供時において判断するものに限りません。

(利用契約の申し込み)

第6条 本サービスを利用するためには、当社所定の方法による利用申し込みおよび、別途当社が送付するアクティベーションキーを用いた製品の有効化が必要となります。

2. 当社は、セキュリティリスクに関する注意喚起ならびに青少年等に対する適切なフィルタリングの適用を目的として前項のアクティベーションがなされていない利用者に対して通知を行うことがあります。

3. 前項の通知を行うため、当社は、トレンドマイクロを介して以下の情報を取得することがあります。本サービスの利用にあたり、利用者はこれを包括的に承諾します。

(1) 本サービスのアクティベーション情報

- (2) 本サービスの製品識別子
- (3) 本サービスにおける利用者の端末 ID

(利用申し込みの承諾)

第7条 利用契約は、前条に規定する利用申し込みに対し、当社が承諾した時点で成立します。

2 当社は、本サービスに利用申し込みした者が次の各号に該当する場合は、利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 過去に本規約または当社が別に提供するサービスの利用規約、約款などに違反した前歴がある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合
- (3) その他、当社が不適切と判断した場合

(利用者が行なう利用契約の解除)

第8条 利用者は、利用契約の解除を希望する場合は、当社所定の手続きに従うものとします。

2 当社は、利用者からの利用契約の解除の請求を受け付けた時点でもって、利用契約を解除します。

(当社が行なう利用契約の解除)

第9条 当社は、次の各号に該当する場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 月額料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払われなかった場合
- (2) 利用者が、本規約または使用許諾契約書（ウイルスバスターモバイル月額版）の内容または趣旨に違反した場合
- (3) 利用者が、第6（利用契約の申し込み）に規定する利用申し込みにおいて、虚偽の申告を行なったことが判明した場合
- (4) 利用者が、コンテンツサービス利用規約に定めるコンテンツサービスの利用登録を抹消された場合
- (5) その他、利用者として不適当と当社が判断した場合

(利用料金)

第10条 利用者は、利用料金として、サービス利用契約1契約につき料金表に定める月額料金を当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。

2 当社は、当社が適当と判断する方法により事前に利用者に通知または周知することに

より、前項に定める利用料金の一部または全部を変更することができるものとします。

(利用料金の精算方法)

第11条 料金表に定める本サービスに係る利用料金を、当社が別途指定する期日までに所定の方法により毎月支払うものとします。

2 利用料金の課金開始月は、第7条（利用申込の承諾）に規定する利用契約の成立日が属する月（mineo契約と同時申込の場合は、mineo契約の開通日が属する月。）とし、課金開始月の起算日以外の日に利用契約が成立した場合その利用日数に応じて日割りします。

3 契約終了月の利用料金は、終了月の起算日以外の日に解約が成立した場合その利用日数に応じて日割りします。

4 利用者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途指定する期日までに所定の方法により支払うものとします。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

5 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用料金および支払いについては、mineo契約にかかるmineo通信サービス契約約款の定めを準用するものとします。

(通信料)

第12条 当社は、お客様から本サービスの利用申込を受けた場合またはお客様への本サービスの提供にあたり、mineo契約の契約者識別番号またはメールアドレスに対し、電子メールをお送りする場合があります。

2 前項に基づき当社がお客様にお送りする電子メールの受信にかかる通信料、その他本サービスの利用申込または本サービスの利用に際し発生する通信料は、お客様が負担するものとします。

(サービスの終了)

第13条 当社は、次の場合には、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

- (1) 経営上、技術上などの理由により、本サービスの一部または全部の適正かつ正常な提供ができなくなり、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき
- (2) 当社による本サービスの提供の基礎となる当社と第三者との間の取引、提携等が理由の如何を問わず終了し、当該サービスの運営が事実上不可能になったとき
- (3) その他の理由により、本サービスの一部または全部が提供できなくなったとき

2 本サービスの全部が終了した場合は、利用契約も同時に終了します。

- 3 利用契約が終了した場合は、対象サービスも同時に終了し、利用者は対象サービスの利用を行なうことができなくなります。
- 4 前3項に基づく本サービスの一部ならびに全部の終了、または利用契約の終了により、利用者に損害などが生じても、当社およびトレンドマイクロは一切の責任を負わないものとしします。

(遵守事項)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならず、かつ、第三者にこれを行わせること（黙認することを含む。）をしてはならないものとし、これらに違反した場合は、当社は、当社サービス及び本サービスの提供を停止することができるものとする。なお、当該停止により利用者に損害等が生じた場合、当社は当該損害等について一切責任を負わないものとする。

- (1) 当社サービスの改変、翻案、その他の変更、製品の一部若しくは全部を基にした著作物を作成すること、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、解説、またはその他の方法により読み取り可能な形にすること、その他、仕様等に反する行為
 - (2) 法令違反および公序良俗違反、またはそのおそれのある行為
 - (3) 当社またはその他の第三者の権利を侵害する行為、そのおそれのある行為（誹謗中傷、プライバシー侵害、知的財産権侵害等を含むがこれに限られない。）
 - (4) 当社サービス関連のデータを第三者に使用させ、もしくは提供、漏洩等すること。
 - (5) 当社サービスの運営を妨げる行為、その他当社サービスに支障をきたすおそれのある行為
 - (6) 当社もしくは第三者の信用または名誉を損なう言動、または当社もしくは第三者に不利益をもたらす行為
 - (7) その他、社会通念上不適切と認められる行為
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、または第三者にこれを行わせた（黙認を含む。）場合、前項に基づく当社によるサービス提供の停止の有無を問わず、当社に対し、当社に生じた一切の損害（逸失利益を含む。）を賠償する。
 3. 利用者は、第三者に対して、再販売（譲渡、転貸、再提供、担保としての提供、その他これらに準ずる行為を含む。）させてはならないものとする。利用者がこの定め違反した場合、当社は直ちに本契約を解除すること及び当社が被った一切の損害についての賠償を請求することができるものとする。

(中断中止)

第15条 当社は、次の各号の場合、当社サービスおよび本サービスの全部もしくは一部の提供を一時的に中断、または永続的に中止することができるものとする。なお、当社は、中断または中止の旨を、事前に（事前が合理的に難しい場合は事後速やかに）利用者に

対して通知するものとする。

- (1) 当社の使用する設備やシステム等の障害、保守・メンテナンス等の事由による場合
 - (2) 当社サービスのシステムソフトウェア又はプログラムの障害、改修、改善又は更新を行う場合
 - (3) 当社提携事業者による中断または中止があった場合その他当社提携事業者との関係により必要な場合
 - (4) その他当社が事業運営上必要と合理的に認めた場合
2. 前項に基づく中断または中止により利用者に損害等が生じた場合であっても、当社は当該損害等について一切責任を負わないものとする。

(免責事項)

- 第 16 条 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、本サービスならびに対象サービスまたはその利用に関連して生じた損害、逸失利益および間接損害などのあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 2 当社は、本サービスおよび対象サービスの無瑕疵性、法令への適合性、完全性、品質および本サービスが利用者にとって合目的的であることについて何ら保証しません。
 - 3 当社が対象サービスに関して利用者に提供する情報は全て対照サービスの製造元、仕入元が説明する内容に依拠するものであり、当社は利用者に対して提供する当該情報の正確性、完全性その他一切の保証をしません。
 - 4 当社は本サービスを現状有姿のまま利用者に引き渡すものであり、瑕疵担保責任その他法的拘束力ある責任を一切負わないこと。
 - 5 利用者が第三者との間で本サービスに起因又は関連して紛争が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わず、利用者の名義と負担でこれに対応することとします。

(分離性)

- 第 17 条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

- 第 18 条 本規約の成立、効力、解釈および履行は日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

- 第 19 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管

轄裁判所とします。

(キャンペーン等の適用)

第 20 条 利用者が、mineo 通信サービスの提供条件において当社が定めるキャンペーンの適用条件に適合する場合、当該キャンペーンが適用されます。

料金表

月額料金	<p>個人利用者・・・297円（税抜額 270円）</p> <p>当該月におけるサービス利用契約の契約および解約日数が1ヶ月に満たない場合は、契約日数に応じた日割りとします。なお、月額料金の算出にあたり、その算出結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。なお、当該m i n e o契約での初回の申込時に限り、本サービスの利用開始月における月額料金を無料といたします。</p>
------	---

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、2023年6月1日から実施します。